

豊平川水再生プラザ第2処理施設雨水放流渠修繕業務

仕様書

1. 業務目的

本委託業務は、豊平川水再生プラザ第2処理施設雨水放流渠について、浸入水が発生している継手部の補修を目的に修繕を実施するものである。

2. 業務場所

豊平川水再生プラザ

札幌市白石区菊水元町8条3丁目5番1号

3. 履行期限

契約締結日から 令和9年1月29日 まで

4. 業務内容（詳細は別添図面のとおり）

（1）豊平川水再生プラザ第2処理施設雨水放流渠における以下の業務

1）止水セメント補修作業（機械経費・運搬車経費等含む） 1式

・止水セメント（止水用、急速硬化タイプ、14.9N/mm²（1日）程度）

2）仮設水替え作業（土嚢（砂含む）・水中ポンプ設置・撤去含む） 1式

・土嚢袋

・砂（土嚢用）

※水中ポンプは支給とする。

水中ポンプ（支給）仕様：50DWV5.4SA（（株）荏原製作所），

揚程×流量：10.2m×35L/min（3.0m×245L/min）,0.4kW×単相100V,φ50mm

3）安全費（ガス検知・換気用ファン設置・損料含む） 1式

5. 留意事項

（1）作業に当たっては、施設運営の支障とならないよう留意し、搬入及び作業方法を検討したうえで業務担当職員（以下「業務主任」という）と日程調整を行うこと。

（2）実際の作業日程については、天候等の事由により変更することもあるので余裕をもって計画すること。また、施設の運転・維持管理を考慮し、設備等の停止期間が最短となるように努めること。

（3）受託者は、業務遂行にあたり作業の手順並びに仮設計画や緊急時における連絡体制などについて、業務主任の承諾を得なければならない。

（4）業務は、設計図書（本仕様書・設計図面・設計内訳書）及び契約書に基づき、業務主任の指示に従って履行しなければならない。

- (5) 適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- (6) 不明点については業務主任と協議のうえ進めること。

6. 資格

資格を必要とする業務は、それぞれの資格を有するものが行わなければならない。

7. 提出書類（様式は業務主任と打合せること。）

(1) 契約締結後、速やかに

- ・業務代理人指定通知書 1 部

(2) 完了時

- ・完了届 1 部
- ・作業報告書 1 部

(3) 随時

- ア 業務工程表
- イ 業務要領書（作業手順、仮設計画、緊急連絡体制表等）
- ウ 業務写真
- エ 打合せ議事録
- オ その他

業務主任の指示により提出する。

8. 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務主任を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務主任は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとする。受託者は、委託者から業務の履行に関する改善措置等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、業務主任との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

9. 契約金額の支払い

総価契約の一括払いとし、業務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額の請求をすることができる。

10. 再委託

受託者は、業務の全部もしくはその「主たる部分」などを、契約約款の規定により、第三者に委託してはならない。なお、「主たる部分」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 作業方法の決定及び技術的判断

前述の「主たる部分」以外については、専門業者への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲および選考する業者について事前に委託者へ「再委託承諾依頼書」を提出し、承諾を受けなければならない。

また、受託者は、業務全体の品質管理、安全管理、再委託業者の調整、指導監督等すべての面において主体的な役割を果たすこととする。

11. 業務履行に伴い発生する副産物の処置

受託者は、業務の履行に伴い発生した副産物を、委託者が指定する場所に分別・保管し、その状況を撮影したものを業務写真として提出すること。

なお、設計図書で指定する有価金属については、受託者が「厚別水再生プラザ 貯留施設（厚別区厚別町山本 645 番地 18）」まで運搬すること。

運搬にあたっては、あらかじめ「発生資材搬入申請書」を作成して業務主任へ提出し、確認・押印を受けた申請書を携行すること。作業報告書には、当該申請書の写しおよび貯留施設で発行される「発生資材受入確認票」を添付すること。

12. 石綿事前調査

「札幌市特定粉じん排出等作業におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル」を遵守し、大気汚染防止法第 18 条の 15、石綿障害予防規則第 3 条の第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づき石綿事前調査を行うこととし、建築物の事前調査については建築物石綿含有建材調査者の有資格者、工作物の事前調査については工作物石綿事前調査者の有資格者による調査を行うこと。事前調査の結果は石綿の有無に関わらず業務担当職員へ書面で説明すること。

本業務の契約額が 100 万円以上（税込み）※の場合、大気汚染防止法施行規則第 16 条の 11 及び石綿障害予防規則第 4 条の 2 に基づき、事前調査の結果は原則として国の「石綿事前調査結果報告システム」を通じて報告を行うこと。その他詳細は、札幌市公式ホームページ「アスベスト（石綿）関連情報」を確認し、最新情報に基づき適正に履行すること。

※支給品がある場合は、業務主任と打合せること

13. 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底

- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練